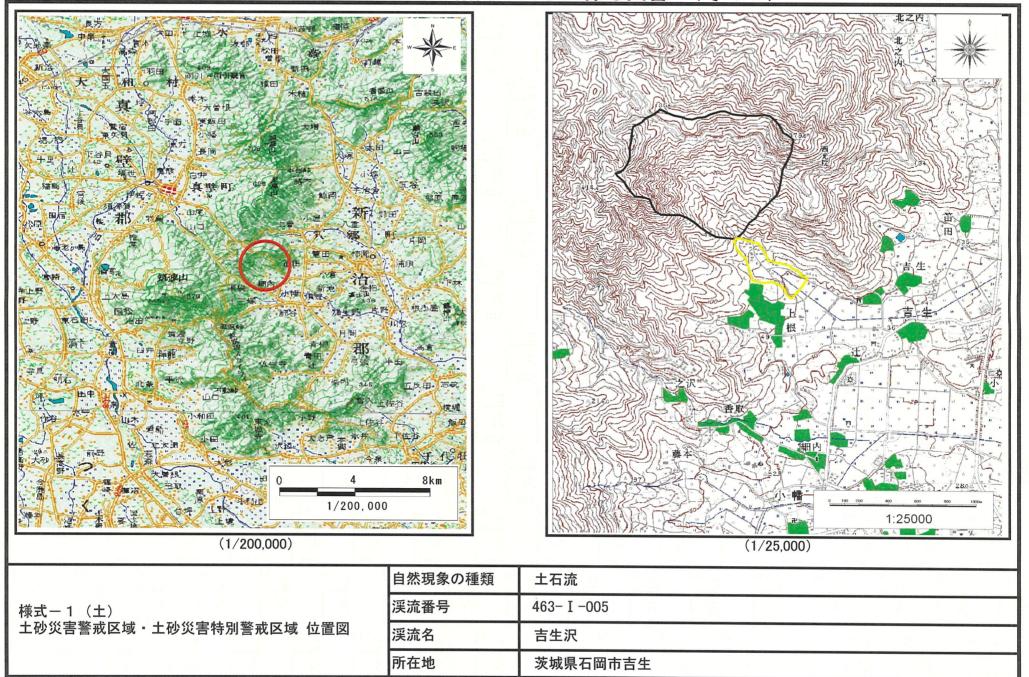
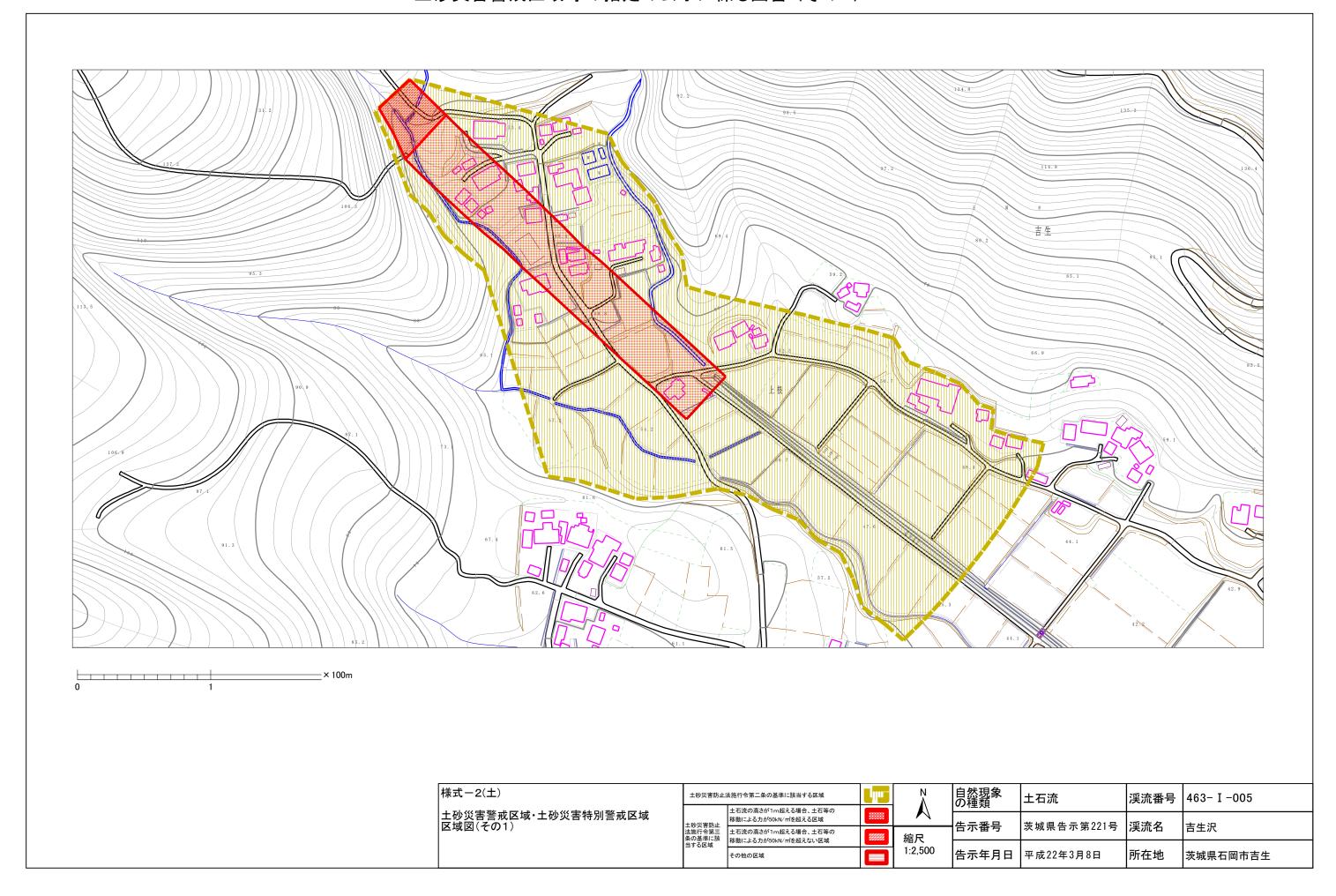
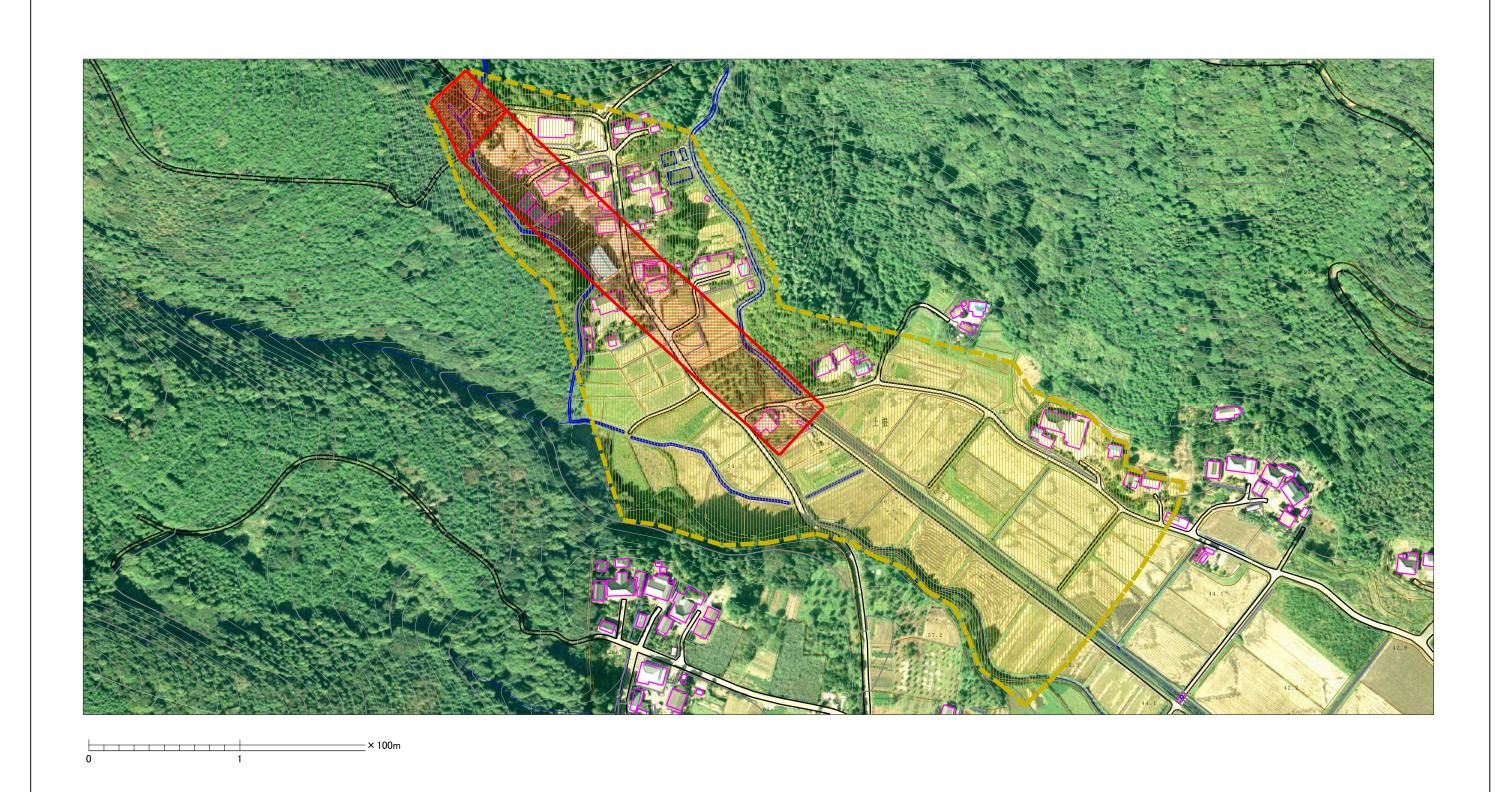
土砂災害製成区域等の指定の公示に係る図書 (その1)



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)



様式-3(土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

は 大砂災害等が上流施行令第二条の基準に該当する区域
上砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域
上砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域
上での高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
上石流の高さが1m超える場合、土石流
「渓流番号 463-I-005
告示番号 茨城県告示第221号 渓流名 吉生沢
本の他の区域